

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780048

研究課題名(和文) 不法行為法上の財産保護法理に関する序論的考察

研究課題名(英文) Comparative Analysis of Liability for Pure Economic Loss on Tort Law.

研究代表者

山本 周平 (YAMAMOTO, Shuhei)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10520306

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第1に、いわゆる純粋財産損害の不法行為法による保護について、日本法の現況と課題を明らかにした。そこでは、純粋財産損害の賠償は原則として否定されるべきであるとの考え方(責任否定原則)を採用すべきかどうか、民法709条の要件との関係でどのような問題があるかという2つの問題を検討し、それを踏まえて、不法行為法の立法的改革における課題にまで踏み込んだ検討を行った。第2に、各論的な課題として、流通市場における不実開示(有価証券報告書の虚偽記載)の問題について、ドイツ法の議論を分析した。

研究成果の概要(英文)： This research is concerned with protection of economic loss on tort law. The results are as follows: First, I showed the current situation and problems to solve concerning pure economic loss on tort law in Japan. I also made some legislative suggestions about it. Second, concerning misrepresentation on the stock market, I analyzed the discussion in Germany.

研究分野：民法

キーワード：純粋財産損害 純粋経済損失 不法行為法 ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、本研究以前には、主としてヨーロッパにおける不法行為法の動向に関する研究を行ってきた（科学研究費・若手研究（B）「ヨーロッパ不法行為法に関する方法的分析」平成24～25年度）。そこでは、ヨーロッパ不法行為法の統一を目指した草案（ヨーロッパ不法行為法原則〔PETL〕および共通参照枠草案〔DCFR〕第VI編）を素材として、わが国における不法行為法の改革を論じるにあたって検討されるべき問題とその解決の方向性を明らかにした。

もっとも、以上の研究は主に方法的な観点に着目したものであり、その意味で総論的なものであったため、そこで得られた知見をもとにして、より具体的・各論的な問題に即した検討を行い、これまでの研究を発展させる必要があった。このような背景から、不法行為法上の財産保護に関する問題に焦点を当てたのが本研究である。

2. 研究の目的

(1) 本研究で念頭に置いていたのは、人的・物的被害を伴うことなく経済的損失が生じた場合（いわゆる純粋財産損害ないし純粋経済損失）に関わる諸事例である。この問題に関する国内の研究動向を見ると、純粋財産損害が不法行為法上どのような場合に保護されるかということについては、未解明の点が多い。一方で、単なる一般財産の減少は利益の特定性・具体性を欠くため、「権利又は法律上保護される利益」の侵害を独立の要件とする民法709条のもとでは、純粋財産損害が当然に賠償されるわけではない。他方では、709条の「権利又は法律上保護される利益」はかなり広い意味で理解されているため、純粋財産損害としてカテゴライズされるケースであっても、何らかの具体的利益を観念できる可能性がある。そのため、不法行為法による財産保護がどのような根拠により正当化され、また、それが民法709条の要件との関係でどのように説明されるかということについて明らかにする必要があった。

(2) より具体的にいえば、本研究の目的は、日本法について以下の点を明らかにすることであった。

① 純粋財産損害が問題となる事例において、どのような論拠により責任が肯定または否定されるか。また、それはどの要件の中で判断されるか（権利・法益を観念できるかどうかの問題なのか、違法性の有無が問題なのか、それとも故意・過失の問題なのか）。それは事例類型によって異なるか。

② わが国の不法行為法の理論枠組みは、主に人身侵害（または所有権侵害）を念頭に置いて構築されてきたものであるところ、このような不法行為法の理論枠組みが、純粋財産

損害についてどの程度妥当するか。むしろ、純粋財産損害の特徴を考慮に入れたうえで、責任判断の理論枠組みを再構築する必要があるのではないか。また、そのような理論枠組みは、現代社会において生じる諸問題にも対応可能なものか。

③ そもそもわが国の不法行為法の構造を前提としたときに、純粋財産損害という問いの立て方をすることに意味があるか。

3. 研究の方法

本研究では、研究の方法として比較法的手法を採用した。当初の計画では、比較法の対象としては、ドイツ法とフランス法の2つを取り上げる予定であった。これは、一方のドイツ法では、純粋財産損害の賠償を原則として認めないという態度決定を出発点としつつも、個別の法理によって全体としてはある程度その賠償が認められているのに対し、他方のフランス法では、そもそも純粋財産損害というカテゴリーが観念されず、それに対応する諸問題が一般条項の中で扱われていることから、このような対照的な法体系を比較することによって有益な示唆が得られる可能性が高いと考えたからである。そして、ドイツ法については、純粋財産損害の賠償を認めるためのさまざまな解釈論的手法の内容を、それらの相互関係や機能分担に留意しつつ明らかにし、フランス法については、純粋財産損害に対応するケースがどのように処理され、その賠償の基礎づけと限定がどのような方法によって行われているかといった点を明らかにする予定であった。もっとも、次項で説明するように、以上の計画は大幅な修正を余儀なくされることになった。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果は、当初の計画と比較するとやや限定的である。それは、当初の予定では研究期間を4年としていたところ、本来予定されていたフランス法の検討を断念し、3年で研究を終了したからである。これは、次の2つの理由による。

第1に、研究期間の途中でドイツにおいて在外研究を開始することになったため、フランス法の検討を実施することが状況的に困難かつ不適切になった。

第2に、ドイツでの在外研究を開始した後に、自らの従来の研究との連続性を考慮すると、フランス法の検討に重点を移すよりも、ドイツ法の検討をより多角的に行い、ヨーロッパ不法行為法の文脈の中でドイツ法の意義と変容を描き出したうえで、日本法との比較分析を行うほうが、自己の研究プロジェクトの総合的な発展に資するとの結論に至った。そのため、早急に軌道修正を行い、研究課題を再構築することが望ましいと考え、本研究については予定よりも早く終了するこ

とにしたわけである。

(2) 以上の事情から、当初の計画に比べれば限定的ではあるが、本研究の主な成果は、次の2点にまとめることができる。

第1に、研究課題に関するドイツ法の議論を調査し、それをもとにして、日本法の現況と課題を明らかにした(後掲〔雑誌論文〕③)。そこでは、純粋財産損害に関する事案類型を整理したうえで、「純粋財産損害」という問題群をどのように扱うべきかを論じた。具体的には、①純粋財産損害の賠償は原則として否定されるべきであるとの考え方(責任否定原則)を採用すべきかどうか、②民法709条の要件との関係でどのような問題があるかという2つの問題を検討し、それを踏まえて、不法行為法の改正を考える際に純粋財産損害の問題をどのように扱うかということについて、考えられる選択肢を示した。

①については、責任否定原則を基礎づける根拠を整理したうえで、それらの根拠は、純粋財産損害が問題になるすべての事例において問題となるものではないことから、一般的に責任否定原則を採用すべきではなく、個々の場面ごとに検討するほかないことを示した。また、②については、伝統的な違法性理論および権利侵害要件との関係を検討し、特に「権利又は法律上保護される利益」の侵害の要件との関係で生じる法技術的問題について検討した。そのうえで、立法的課題としては、ヨーロッパ不法行為法の動向(PETLおよびDCFR第VI編)を踏まえ、純粋財産損害に関する特別の規定が必要かどうかという問題について、ありうる選択肢とその問題点を示した。

本論文では、具体的な立法提案にまでは踏み込んでいないものの、純粋財産損害の賠償の基礎づけと限界設定のあり方を考慮しつつ、立法上の選択肢を示したことで、将来議論されるべき不法行為法の改革にあたって参考になるところがあると考えられる。

第2に、各論的な課題として、流通市場における不実開示(有価証券報告書の虚偽記載)の問題について、ドイツ法の議論を参照し、日本法との対比を行った(後掲〔学会発表〕③)。ドイツでは、2000年代におけるITバブルの崩壊とともにこの問題が顕在化し、連邦通常裁判所の判例を中心に活発な議論が行われている。この問題については、次のことを明らかにした。

①ドイツでは、日本と異なり、発行会社よりもむしろ、不実開示を主導した取締役等の個人責任が重視されている。これは、発行会社が倒産したり、無資力であったりすることによるものと言われている。

②ドイツでは、役員個人の責任を認める規定が有価証券取引法(WpHG)に存在しないため、民法の規定(特にBGB826条)による責任追及が試みられている。その際、同条は故意の良俗違反という一見厳格な要件を採

用しているが、不実開示の事案の特徴に応じて一定程度の緩和がなされている。民法の一般理論との関係では、この点に純粋財産損害の賠償の拡大傾向を見て取ることも可能である。

③投資者がいかなる損害の賠償を受けられるかについては、ドイツ民法249条や同251条の規定を手がかりに議論が行われている。そこでは、これらの規定に対応させる形で、原状回復か高値取得損害の賠償かが争われていたが、最近では、規範の保護目的論を手がかりとして、投資者がいかなるリスクを引き受けたのかという観点から、賠償範囲を確定しようとする見解も現れている。これらの見解は、損害賠償法の一般理論との関係を意識し、その応用を通じて解決を見出そうとするものであるといえる。この点は、不実開示の問題について、民法学で知られている概念を用いて解釈学的に精緻化するための基盤を整備することにもつながる。

(3) 今後の課題ないし展望としては、次のような点を指摘することができる。

本研究では、純粋財産損害に関する諸問題について、主としてドイツ法の議論を参照して検討を進めた。その目的は、個別問題の検討を通じて、不法行為法の一般理論のレベルにおける財産保護法理を展開することにあった。

しかし、近時のドイツ法の状況を見る限り、こうした個人的関心と、ドイツ私法学における議論の焦点が必ずしも適合しなくなっているのではないかという印象を拭えない。すなわち、本研究課題に関わる近時のドイツの議論では、すでに言及した不実開示の問題のほか、格付会社による不適切な格付けをめぐる問題など、商事法の領域に関わる研究が比較的多く見られるが、そこでは、研究対象が個別化・各論化する反面、一部の研究を除いては、民法の一般原理との関係を考慮し、それとの接合を図るといった観点は必ずしも重視されていないように見受けられる。

このような状況が、本研究課題の当初の構想が必ずしも理想的な結果をもたらさなかった一因となったのではないかと考えられる。そのため、今後、どのようなテーマに関するものであれ、自己の関心に沿う形で検討を進めようとするのであれば、研究方法の点で一定の工夫が必要であると考えている。そのような工夫の1つとしては、比較法的検討の範囲を拡大することが考えられる。例えば、アメリカ法では、純粋財産損害や危険責任・使用者責任など、ドイツまたはヨーロッパでも立場の分かれる問題についても多くの議論があるが、そこでは、大陸法諸国では見られない視点からの議論もあり、法比較の素材としての有用性が認められる。もう1つには、法と経済学のような、わが国の従来の民法学では必ずしも顧みられていなかった手法を、その意義と射程を慎重に見極めつつ導入す

ることも重要だと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 山本周平「判批：弁護士会照会に対する報告拒絶と不法行為責任の成否」判例評論 685 号 (判例時報 2280 号) 8~13 頁 (2016 年), 査読無
- ② 山本周平「判批：責任能力のない未成年者の加害行為についての監督義務者の責任」判例セレクト 2015 [I] (法学教室 425 号別冊付録) 19~19 頁 (2016 年), 査読無
- ③ 山本周平「不法行為法における経済的利益の保護とその立法的課題」現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題 (別冊 NBL155 号)』117~130 頁 (2015 年), 査読無
- ④ 山本周平「判批」中田裕康=窪田充見編『民法判例百選Ⅱ 債権 (別冊ジュリスト 224 号)』(有斐閣, 第 7 版) 166~167 頁 (2015 年), 査読無
- ⑤ 山本周平「民事判例研究」北大法学論集 65 巻 2 号 271~292 頁 (2014 年), 査読無
<http://hdl.handle.net/2115/56659>

[学会発表] (計 7 件)

- ① 山本周平「ドイツ不法行為法の基本構造とその現代的展開」, 科学研究費・基盤研究(A)「現代独仏民事責任法の融合研究—日本法の再定位を目指して」(代表: 中原太郎) 平成 27 年度第 2 回研究会, 2016 年 3 月 14 日, 北海道大学 (札幌市), 招待無
- ② 山本周平「弁護士会照会に対する報告拒絶と不法行為責任の成否」, 北海道大学民事法研究会, 2015 年 11 月 20 日, 北海道大学 (札幌市), 招待無
- ③ 山本周平「流通市場における不実開示を理由とする不法行為責任の帰責構造—ドイツにおける議論を手がかりに」金融法研究会, 2015 年 3 月 7 日, 早稲田大学 (東京都新宿区), 招待無
- ④ 山本周平「判批：福島地判平成 26 年 8 月 26 日判時 2237 号 78 頁—原発事故により避難生活を余儀なくされたことを契機とする自殺について, 東京電力に 8 割の損害賠償責任が認められた事例」北海道大学民事法研究会, 2015 年 2 月

27 日, 北海道大学 (札幌市), 招待無

- ⑤ 山本周平「ドイツ不法行為法における財産保護法理 (概論)」金融法研究会, 2014 年 8 月 21 日, 北海道大学 (札幌市), 招待無
- ⑥ 山本周平「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任—横浜地判平成 24 年 5 月 25 日 (裁判所 HP 参照) および東京地判平成 24 年 12 月 5 日 (判時 2183 号 194 頁) の検討」北海道大学民事法研究会, 2014 年 6 月 20 日, 北海道大学 (札幌市), 招待無
- ⑦ 山本周平「不法行為法の改正と立法の方法」現代不法行為法研究会, 2014 年 4 月 26 日, キャンパスプラザ京都 (京都市), 招待有

[図書] (計 1 件)

- ① 山本周平「不法行為の成立要件：権利侵害」千葉恵美子=潮見佳男=片山直也編『Law Practice 民法Ⅱ 債権編』(商事法務, 第 2 版) 259~266 頁 (2014 年)

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 周平 (YAMAMOTO, Shuhei)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10520306

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし